

土居委員長 ただいまから、議会デジタル化検討小委員会を開きます。
 本日は、議会のデジタル化について御協議願うため、お集りいただきました。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

1. 議会運営システムの使用ルールの申合せ案について

土居委員長 まず1、議会運営システムの使用ルールの申合せ案についてであります。前回の小委員会において、各会派に持ち帰って御検討いただき、意見を集約していただくこととしておりました。各会派から御発言をいただく前に、前回の小委員会で配付した資料の一部修正があるとのことですので、事務局に説明をさせます。

飯田政策調査課長 資料1の議会運営システム使用ルールの申合せ案についてであります。前回の小委員会において案を示した際に、委員会室でのパソコンの使用について御意見をいただいたところであります。これまで委員会室ではパソコンについても使用が認められておりましたので、改めてこの案の（1）委員会室に持ち込める機器の中にパソコンを追加した案としております。説明は以上です。

土居委員長 何か御質問はございませんでしょうか。
 （な し）

土居委員長 それでは、各会派において集約いただいた御意見を順次御発言いただきたいと存じます。まず、自民党からお願いします。

金岡委員 我々の会派では、事務局案ということで、別に異論がないというところでございます。

土居委員長 それでは、次、共産党お願いします。

岡田(芳)委員 共産党会派としても、御説明いただいた中身で異論はないということでございます。

土居委員長 それでは、県民の会。

田所委員 県民の会も同じく異論なしということでお願いいたします。

土居委員長 それでは、一燈立志の会。

大石委員 一点だけ、使用できる機器の機能のところ、「会議において現に議題となっている事件に関する情報の閲覧」というのがあるんですけども、「現に」という言葉が非常に曖昧ですし、余り厳格に厳しくやり過ぎてもちょっとあれだ思うんで、この「現に」という二文字をのけてもらいたいです。

土居委員長 分かりました。まず一通り行きます。公明党。

西森(雅)副委員長

特に異論なし。

土居委員長

一通り各会派から御発言をいただきました。御意見等がありましたらお願いいたします。

(なし)

土居委員長

それでは、一燈立志の会からありました「現に」をのけるということ。

吉岡議事課長

大石委員が言われるのは広めに使えるようにということだと思いますので、「現に」をとっても、議題となっているということは残ってしまいますので、すると意見書は追加追加で一つずつ議題としてますので、いっそのこと「議題となる事件」とかにしたほうがよろしいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

大石委員

そうです。ぜひそれで。

土居委員長

「議題となる事件に関する」というふうな修正で皆さんかまいませんでしょうか。

(異議なし)

西森(雅)副委員長

「現に」をのけるということで。

大石委員

「議題となっている」を、「なる」に。

土居委員長

そう修正をいたします。では、さよう決したいと思います。

なお、前回の小委員会において、事務局から説明がありましておとり、情報機器の持込みなどは、従来から議運の申合せとして決定していますので、この決定いただきました申合せ案につきましても、議運申合せとして決定いただくよう議運の委員長に申し入れたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

土居委員長

それでは、さよう決します。

2. オンライン委員会の開催について

土居委員長

次に、2、オンライン委員会の開催についてであります。こちらにつきまして、会派に持ち帰って御検討いただき、意見を集約していただくこととしておりました。それでは、高知県議会委員会条例一部改正案などにつきまして、各会派から一括して御発言いただきたいと存じます。まず、自民党お願いします。

- 金岡委員 これもそのまま、事務局案ということで了承をいただいております。
- 土居委員長 共産党お願いします。
- 岡田(芳)委員 共産党も、説明いただいたとおりで了解しました。
- 土居委員長 県民の会。
- 田所委員 了解でございます。
- 土居委員長 一燈立志の会。
- 大石委員 了解なんですけど、服装規定どうなりましたっけ。委員会だからないのか。
- 土居委員長 では、公明党。
- 西森(雅)副委員長 オーケーです。
- 土居委員長 一通り各会派から御発言いただきました。
- 大石委員 服装規定どうなってます。委員会も一応ありましたかね。
- 飯田政策調査課長 委員会においてはクールビズの際には軽装を認めるという形で、一応規定はございます。前回の委員会でも御意見ございましたけれども、条例案のほうはこちらの条例でいきますけれども、委員会の運営要領のほうに委員長の許可を得るものというふうな形で工夫して入れさせていただきたい。服装に限らず、申合せ等に沿えない場合の取扱いを入れていきたいと思っております。
- 大石委員 大丈夫です。
- 土居委員長 運営要領は今後また詰めていくという話で、今回は条例案ということですよ。御了解いただきたいと思っております。
それでは、今回決定いただきますのは、委員会条例一部改正案となります。委員会条例一部改正案につきましては、資料2のとおりとして、細部の文言修正については、正副委員長に一任していただくことでよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 土居委員長 それではさよう決めます。
なお、委員会条例一部改正案につきましては、12月定例会招集告示後に行われる予定の議運において決定いただくよう、議運の委員長に申し入れたいと存じます。

すが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

土居委員長

それでは、さよう決めます。

なお、今回御意見をいただきました、オンライン委員会の運営要領や実施マニュアルにつきましては、今後協議を行う際に、改めて御意見をいただきたいと存じますので、御了承願います。

3. その他

土居委員長

次に、3、その他でございますが、タブレット端末使用の意向確認及び研修会開催のお知らせについて、事務局から説明をさせます。

吉岡議事課長

それでは二つ合わせて御報告をさせていただきます。

まず、タブレット端末の政務活動への使用についての意向確認についてでございます。タブレット等の管理に関する議会運営システム管理要領につきましてはこれまで御議論いただき、10月4日の議会運営委員会本体において御承認をいただいたところでございます。これを受けまして昨日10月12日に、議長において4ページの資料3にありますとおり管理要領として御決定をいただいております。つきましては、この管理要領に基づき、タブレットを政務活動で使用する場合は使用される議員に費用負担をいただくこととなります。このため8ページ資料4にあります調査票を各議員にお配りいたしまして、活用する意向の有無を確認させていただきます。そして、この確認をもとに活用する意向を示された方に納付いただく準備を進めさせていただきます。納付の具体的方法については個別にお知らせをさせていただきます。なお、議員の負担額につきましては、改めて精査をしましたところ、月額458円となり11月から3月までの使用を想定いたしますと2,290円となっております。

続きまして、研修会の御案内でございます。9ページの資料5、ペーパーレス会議システム研修会の開催でございます。ペーパーレス会議システム研修会につきましては、資料5の中ほどにありますとおり11月7日火曜日の15時からと、11月15日水曜日の13時からの日程で開催することといたしております。この2回は、同一の内容での研修でございますので、いずれかへの参加で結構でございます。ペーパーレス会議は12月定例会からの試行を予定しております。別途、操作マニュアルをお配りする予定としておりますが、できるだけ研修会に御参加いただきますようお願いいたします。

最後に10ページ、タブレット基本操作研修についての御案内でございます。これは、夏に行ったタブレットの基本的な操作の研修会を、再度同じ内容でもう1回行うものでございまして、11月7日の13時から行います。希望される方は印をつけて事務局まで御提出をお願いいたします。

なお、これらのことは今朝ほど議員の皆様へ御案内させていただいております。事後の御報告となりましたことをおわび申し上げます。以上でございます。

土居委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいた

R5. 10. 13 議会デジタル化検討小委員会

します。

(な し)

土居委員長

それでは、その他で何かございませんでしょうか。

(な し)

土居委員長

それでは協議事項は以上であります。

次回の小委員会につきましては、12月定例会からのペーパーレス会議の試行に向けまして、11月中旬に開催したいと存じます。なお、準備の都合もありますので、具体的な日時につきましては、後日改めて委員の皆様と事務局が調整をさせていただきますことといたします。

それでは、以上で本日の議会デジタル化検討小委員会を終わります。